情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年５月１日
経済産業省商務情報政策局
情報技術利用促進課デジタル人材政策室

「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案)」について、令和８年３月２日から同年３月３１日まで意見公募手続を実施しました。
提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。
（なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。）

番号	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	情報処理安全確保支援士試験の実施方式を 2026 年度から「電子計算機その他の機器を使用して行う試験」（CBT 方式）へ改める旨は、2025 年 8 月 12 日に情報処理推進機構（IPA）が発表済みであるが、本施行規則の改正は、2026 年 3 月にやっとパブコメを開始した。これでは例年 4 月に実施されてきた 2026 年度春期試験に間に合わない。折しも、IPA は 2026 年度試験の実施日程を大幅に遅らせる旨を 2026 年 2 月 24 日に発表している。経済産業省は、これをあらかじめ承知していたから本施行規則の改正手続きをサボっていたのか。なぜ本施行規則の改正手続きを放置していたのかを伺いたい。	令和 8 年度（2026 年度）応用情報技術者試験、高度試験及び情報処理安全確保支援士試験について、2025 年 8 月 12 日に独立行政法人情報処理推進機構（以下、「機構」という。）から CBT 方式で試験の実施について公表が行われた後、情報処理技術者試験関連の調達業務について外部から指摘を受けたことを踏まえて機構が実施した第三者調査の状況及び 2026 年 1 月 9 日に同機構から発表された第三者調査報告書等の内容も踏まえ、2026 年 2 月 24 日の機構からの発表の通り CBT 方式による試験実施予定時期が例年より後ろ倒しとなったことなどに鑑み、情報処理の促進に関する試行規則の一部を改正する手続きとして、このタイミングでパブリックコメントを開始したものです。
2	情報処理安全確保支援士試験の CBT 方式への移行については、受験者の負担軽減・利便性向上という趣旨に賛同します。その上で、以下 2 点について意見を申し述べます。 第一点：CBT 化を、ユーザー企業の内部セキュリティ人材に届く制度設計の契機とすること ユーザー企業において IT パスポート試験以外の区分では受験者が少なく、SC 試験の認知、普及	情報処理安全確保支援士試験に係る科目 A-1 について頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、情報処理安全確保支援士試験については、2026 年度より CBT 方式での実施を予定していますが、2026 年 2 月 24 日に独立行政法人情報処理推進機構から公表があったとおり、身体の不自由等により CBT 方

	まで至っていない状況が続いています。その大きな障壁の一つは、科目 A-1 試験の難易度構造にあると感じています。新試験制度の検討状況において、SC 試験について科目 B のマネジメント分野の強化等が明記されたことを歓迎します。一方で、新制度においても科目 A-1 では広範かつ高度な共通知識が求められる構造が残る可能性があり、ユーザー企業の実務者にとって依然として大きな障壁となり得ます。科目 B のマネジメント分野強化の方向性が、SG 試験合格者から SC 試験合格者への実質的な橋渡しにもつながるよう、また科目 A-1 がユーザー企業の実務者にとって過度な障壁とならないよう、今後の試験要綱・出題設計において具体化していただきたく、意見申し上げます。 第二点：CBT 方式の試験実施に際して、障害のある受験者への合理的配慮を確保すること CBT 方式は、障害の特性によって受験の障壁が高まる場合があります。令和 6 年 4 月施行の障害者差別解消法改正による合理的配慮の提供義務化を踏まえ、CBT 方式で受験できない障害のある受験者への筆記方式特別措置試験の維持・設計、時間延長、介助者付き添い、代理入力等の配慮の選択可能化について、今後の実施要領等において配慮を継続していただきたく、お願い申し上げます。	式で受験できない方を対象として、筆記による試験（特別措置試験）の実施を予定しています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。